

# 生活福祉資金（生活復興支援資金） ご 案 内

東日本大震災により被災し、山形県内に当分の間居住する低所得世帯の方へ、当面の生活に必要な経費等の貸付けを行うものです。

貸付資金内容	貸付上限額	据置期間	償還期間
<b>一時生活支援費</b> 生活の復興の際に必要な 当面の生活費	二人以上世帯： 月20万円以内 単身世帯： 月15万円以内 貸付期間：6ヵ月以内 ※1	最終貸付日か ら2年以内	据置期間経過 後20年以内 (金額に応じ て設定)
<b>生活再建費</b> 住居の移転費、家具什器 等の購入に必要な費用	80万円以内	貸付日から 2年以内	

※1 借入申込み時に、り災証明書又は被災証明書の提出が無い場合、貸付期間は3ヶ月以内となります。

## ◎ 貸付対象者

東日本大震災により被災した低所得世帯で、今後、山形県内に当分の間居住する世帯。

※ 貸付対象はあくまでも「世帯単位」となります。同世帯の方が別々に借入することはできません。世帯の生計中心者が居住先で借入申込みとなります。

※ 他の都道府県、県内市町村で既に貸付を受けた世帯には、再度の貸付できません。

※ 失業等給付及び生活保護を受けている世帯は、一時生活支援費の貸付対象となりません。

## ◎ 申込みに際して必要な書類等

借入申込書、借入申込みに当たっての留意事項（同意書）、その他必要書類（以下）。

	内 容	必要書類
①	東日本大震災により被災したことが確認できる書類。	被災証明書または罹災証明書 (未交付の場合は交付申請書の写し)
②	世帯全員が記載された住民票	住民票謄本（発行後3ヶ月以内の原本。 <b>本籍地を省略しない</b> ）または外国人登録原票記載事項証明書の原本。
③	借入申込者の氏名及び住所（現在の居所または転居予定先の住所）が確認できる書類。	運転免許証、健康保険証、パスポート、住民基本台帳カード、その他顔写真が貼付された証明書のいずれか1つ。
④	借入申込者の世帯全員の収入状況が確認できる書類。 収入の減少とそれによる生活困窮の状況がわかる書類。	課税（非課税）証明書、所得証明書、源泉徴収票、所得税確定申告書、給与明細書、年金受給のハガキ、通帳の写し など
⑤	世帯の支出内容がわかる書類	世帯支出内訳書

⑥	失業や休業等による生活困窮の状況が確認できる書類。	(被災による失業の場合) 離職票、適用事業所全喪届、雇用保険受給資格者証、個人事業の廃業届、退職辞令、離職直前の雇用主の発行する 離職証明、健康保険任意継続被保険者証等のいずれかの写し (被災による休業・減収の場合) 雇用主が発行する休業証明書、給与未払証明書、被災前後の給与明細書(写)
⑦	(生活再建費の場合) 住居の移転費や家具什器費等の購入に必要な費用が確認できるもの。	必要経費の見積書、不動産賃貸借に係る関係書類(見積書、重要事項説明書など) (後日領収書の提示が必要)
⑧	連帯保証人の資力が明らかになる書類	住民税課税証明書、所得証明書、源泉徴収票 等

※ 必要書類の提出がない場合、貸付けできません。

※ 必要に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

## ◎ 連帯保証人

原則1名(ただし、やむを得ず連帯保証人を立てられない場合でも貸付可能ですが、貸付審査の結果により、貸付できない場合もあります。)

## ◎ 貸付利子

連帯保証人を立てた場合 → 無利子

連帯保証人を立てられない場合 → 年 1.5%

## ◎ 申込先 避難先の市町村社会福祉協議会でお申込みください。

## ◎ 借入申込みから貸付金の交付まで

市町村社会福祉協議会で借入申込後、山形県社会福祉協議会貸付審査会で貸付の可否を決定します。貸付決定の場合、借用書受領後1週間以内を目途に送金します。(申込みから資金交付まで約2週間程度の期間を要します。)

詳しくは、最寄りの市町村社会福祉協議会、または山形県社会福祉協議会までお問い合わせください。

審査により貸付けを行わない場合があります。また、虚偽の申請や不正な手段により貸付を受けた場合、貸し付けた資金を即時に返済していただきます。

社会福祉法人 山形県社会福祉協議会

〒990-0021 山形市小白川町二丁目3-31

電話 023-622-5805 FAX023-626-1623